

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和6年7月24日（水）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 木野 広宣	副議長 富山 豪
	議員 柿原 一和	議員 桑澤 直亨
	議員 原田 悠嗣	議員 鈴木 明子
	議員 渡邊 勝巳	議員 寺門 勲
	議員 小池 正夫	議員 小宅 清史
	議員 大和田和男	議員 花島 進
	議員 寺門 厚	議員 萩谷 俊行
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男
	議員 遠藤 実	議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 秋山雄一郎
次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄	企画部長 渡邊 荘一
政策企画課長 金田 尚樹	政策企画課長補佐 宇佐美智也
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄	総務課長 篠原 広明
総務課長補佐 川勾 貴弘	税務課長 綿引 稔
税務課長補佐 小泉 友哉	
市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史	
市民協働課長 柴田 真一	市民協働課長補佐 山田 明
保健福祉部長 生田目奈若子	社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 坂本 武志	健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 梅原千也子	健康推進課長補佐 飛田 建
産業部長 加藤 裕一	農政課長 石井 宇史
農政課長補佐 浜名 哲士	

会議に付した事件

（１）議会運営委員会委員長報告

・令和6年第1回臨時会について

…委員長報告のとおりとする

(2) 報告第6号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

…執行部より説明あり

(3) 報告第7号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

…執行部より説明あり

(4) 議案第47号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第3号）

…執行部より説明あり

(5) 個人情報の漏えいについて

…執行部より説明あり

(6) その他

・原田議員のユーチューブ削除について

…事務局より説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時59分）

事務局長 それでは皆さんおはようございます。

定刻前ではございますけども皆さんおそろいになっておりますので始めさせていただきますと思います。

本日の日程について簡単に概要のほうを説明させていただきます。

10時から全員協議会のほう開催いたしまして、そのあと、臨時会の開催の流れとなっております。

全員協議会と臨時会の間にですが、ユーチューブの切り替えるための作業がありますので、休憩を15分ほどとらせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日は換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めましておはようございます。

先週18・19日と研修会あったんですけども、その中で議会改革についての研修があったんですけど、那珂市議会はICTが進んでるかよく分かる内容でした。

今後ですね、皆様のご協力を得まして、ICTの活用をしっかりとしていきたいと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

また本日臨時会がございまして、議案等慎重審議を賜りますようお願いし、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放映します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、先崎市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。
市長 皆様おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となります。

議員の皆様もご承知のとおり、去る6月24日、社会福祉課において障害福祉サービスの利用に係る支給申請書兼利用者負担額減額免除等申請書を誤って別の利用者へ送付し、個人情報漏えいする事案がございました。社会福祉課におきましては、今回送付した他の利用者へ速やかに連絡するとともに、改めて正式な文書を届け、謝罪と回収を行いました。

また、事案の重要性を鑑みて、議員の皆様への緊急連絡、報道機関への情報提供を行ったところとなります。

ご心配をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、この後、担当課より説明がございました。

議員の皆様におかれましては引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは本日の全員協議会でございますが、ただいまご説明いたしました件も含め、全4件につきましてご説明をさせていただきます。

ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田議員 ご報告いたします。

議会運営委員会の開催及び結果についてご報告いたします。

ただいま、議会第2委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、令和6年第1回臨時会の提出議案及び会期日程（案）についてであります。

提出議案は報告2件、議案1件であります。

なお、議案の委員会付託については、議事の都合上、当該委員会へ付託せず、会議規則第37条第3項の規定に基づき、省略すべきものと決定いたしました。

以上のことから、今、臨時会の会期日程案は本日7月24日の1日間とすべきものと決定いたしました。

以上ご報告いたします。

議長 委員長報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時5分）

再開（午前10時5分）

議長 再開いたします。

報告第6号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

この件につきましては、プライバシーに配慮の上、審議をお願いいたします。

執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。

ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第6号専決処分についてご説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分をした内容でございます。

専決処分の年月日は令和6年7月1日になります。

和解となりました損害賠償の額は2万3,715円でございます。

損害賠償の相手方は、記載のと通りの法人でございます。

事件の概要です。

令和6年5月頃、相手方が自治会内で利用される回覧版を用いて、自社のチラシを回覧できないか、市の窓口で相談した際、内容が営利目的であり回覧できないものであるにもかかわらず、相談を受けた職員が誤って回覧できると回答をしたことから、用意したチラシ1万5,000部が使用されず、相手方に印刷代等の損害を与えたものでございます。この代金の2万3,715円につきまして、市の過失割合は100%でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑ご意見等ございますか。

小宅議員 すみません。これ言った言わないの話のようにとれるんですけども、窓口でそういう対応だったという、そういうことなんでしょうか。

市民協働課長 相手側が5月に何回かに分けて、見本のチラシを持って窓口相談に来たということになります。

小宅議員 何回かということは担当課内では精査をされたという、精査をされた上で回答されたということでしょうか。

市民協働課長 申し訳ありません、窓口の職員の判断のみで上には回ってきておりませんでした。

以上です。

小宅議員 ちょっと内容分からないんですけども、営利目的か営利目的じゃないかって結構微妙な線があると思ひまして、例えばそば打ち教室やります。参加費500円取りますってなった場合、それが営利目的なのか目的じゃないのか、これ例えば例ですけども、そういう線引きってというのはどういったところでされるんでしょうか。

市民協働課長 はい、そういった教室に関してですが、教育委員会とかほかの課の後援、那珂市とか、教育委員会の後援があるものに関しては、回覧として回しておりますが、それ以外の部分につきましては営利目的ということでお断りしている状況です。

以上です。

小宅議員 そういうふうなガイドラインがあるにかかわらずどうして窓口の職員はこれは回せませんというような回答をしたのですか。

市民協働課長 担当に確認したところ、チラシの中に金額等がなかったということで誤認したということでした。

以上です。

小宅議員 ありがとうございます。

花島議員 そもそもどういう内容のチラシだったんでしょうか。

市民協働課長 こちらにつきましては、店舗でどういうものを扱っていますよという店舗の宣伝のチラシになっております。

以上です。

議長 すみません。課長再度、今の内容をお願いします。

市民協働課長 すいません。この店舗の取り扱っているものがどういうものだよというものが載っている、店舗の宣伝のチラシになります。

花島議員 何を扱ってるんですか。

市民協働課長 飲食店ですので、いろんなメニューとか、あとはお店のほうにこういったも

のが置いてありますよというものになります。

議長 よろしいですか。

花島議員 はい、分かりました。

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

続きまして、報告第7号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

この件につきましても、プライバシーに配慮の上、審議をお願いいたします。

執行部より説明願います。

総務課長 続きまして、報告第7号の専決処分についてご説明いたします。

専決処分の内容でございます。

専決処分の年月日は令和6年7月8日になります。

損害賠償の額は16万1,200円でございます。

損害賠償の相手方は個人ということになります。

事件の概要でございます。

令和5年12月14日木曜日、午後2時30分頃、南酒出地内において市職員及び、地籍調査実施協力員が地籍調査業務にかかる、境界測量のため支障となる樹木剪定作業をしたところ、相手方の所有する、果樹用南高梅を誤って強剪定したものでございます。

この代金の16万1,200円につきまして、市の過失割合は100%でございます。

次のページには、伐採をしました作業場所と伐採した状況の写真を添付してございます。

説明は以上でございます、よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑ご意見ございますか。

花島議員 こういうことって起こりうることだと思うんですが、そもそも何で、要するに伐採し過ぎちゃったんですよね。何でこういうことが起きたのか、例えば持ち主なり地権者なりとの協議がどんなふうに行われたのか、少し説明頂きたいです。

農政課長 農政課です。

今のご質問についてですけれども、こちらの地権者との打合せにつきましては、こちらの南高梅の部分が境界に当たるので、木を切りますねっていう話はさせていただいたところでございます。ただし、そちらの顔が見える関係みたいな形で行って行っていたので、どこまでで切るのかとかそういった詳細な調整というまではしてなくて、いざ切ってみたところ、思っていたよりも切り過ぎてしまったというような状況でございます。

以上でございます。

花島議員 追加の質問ですが、切るっていう言葉で言ったんですが、全部切るって話をしたわけじゃないですよね。刈り込むという・・・分かりました。立会いしないでやったっ

てことですか。はい、分かりました。できればそういうことは、立会いのもとでやったほうがいいと思います。

以上です。

議長 ほかがございますか。

笹島議員 これ本当に南高梅だったのこれ、ぼられてんじゃないのこれ。16万1,200円高いんじゃないのこれ。

農政課長 はい、こちらですね、写真の中では2本になってるんですが、一応4本、例として2枚上げてますが強剪定をかけてしまったのは4本になります。

一応単価につきましては一本当たり4万300円ということで、もともとこちら出荷を予定していた木ということですので、そちらの損失補償ですとか、そういったものを鑑みて、保険事業者と相談して決めさせていただいた金額になります。

以上でございます。

小宅議員 これ境木なんですか。それとも、その栽培用に植えてた木なんですか。

どちらでしょうか。

農政課長 はい、こちらは境界用の分かりやすい木というわけではなく、栽培用として植えていた南高梅となります。

以上でございます。

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時15分）

議長 再開します。

続きまして、議案第47号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第3号）について、執行部より説明願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号をご覧ください。

議案第47号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,008万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億3,880万9,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2億6,969万8,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金、38万3,000円。

5ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2億6,969万8,000円。

こちらは、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業において、国の当初の歳出見込みに対して給付見込みが大幅に増えたことに伴い、扶助費等を増額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費38万3,000円。

こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害申請において、国の審査の結果、健康被害が認定されたことから、予防接種健康被害救済費を計上するものです。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑ご意見ございますか。

花島議員 新型コロナウイルスワクチン接種事業の予防接種健康被害救済費についてお伺いします。38万3,000円ですか、これってどんな症状で何件なのでしょう。

健康推進課長 健康推進課です。

この新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、1件の方の申請になっています。申請内容の認定につきましては、発熱と頭痛の症状に対して、国で認定されましたのでそれにかかりました医療費と医療手当というものが決められていますのでこちらの金額になります。

議長 よろしいですか。

(はい)

議長 ほかがございますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時19分）

再開（午前10時20分）

議長 再開します。

個人情報の漏えいについて、執行部で説明願います。

保健福祉部長 このたびは、私どもの不適切な事務処理により、障害福祉サービス利用者の皆様、市議会議員の皆様、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけすることとなりまして、

深くおわびを申し上げます。

市民の皆様のご信頼を損ねる重大な事態であると認識しており、担当部長としても深く受け止めております。

今後このようなことがないよう、職員に対して再度個人情報を重視する意識を徹底するとともに、文書発送時の確認事項を明確にするなど、再発防止に努めてまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

この後、課長よりご報告をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課長の猪野です。

ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会資料、個人情報の漏えいについてをご覧ください。

社会福祉課において、障害福祉サービスの利用に係る支給申請書兼利用者負担額減額免除等申請書を、誤って別の利用者に送付し、個人情報が漏えいする事案が発生しましたので報告いたします。

1、発生発覚日時は、令和6年6月24日月曜日午後2時20分頃。

2、誤送付件数及び個人情報漏えい件数は、誤送付4件、うち個人情報漏えい1件でございました。

3、申請書記載事項は、該当者の氏名、生年月日、住所でございました。

4、事案の概要です。

今回送付した文書は、利用者負担額等の更新時期が近づいている利用者に対し、申請が容易となるよう、あらかじめ住所、氏名、生年月日等を申請書に記載した上で送付しているものでございます。

今回は、令和6年7月末に期限を迎える4人の方に申請書を郵送いたしました。送付した1名の方から別の利用者の申請書が入っているとの電話連絡があり、誤って送付をしたことが判明したものでございます。

今回送付をした残り3名の方に連絡をとり、誤って送付した可能性があるため、開封をしないようお願いし、未開封のまま回収いたしました。その後、4人の方の自宅を訪問し、送付した文書を回収し、本来の文書をお届けし、直接謝罪させていただいたところでございます。

回収した文書を開封したところ、4人分とも誤って封入をしていたことが判明した次第です。

5、発覚までの経緯とその後の対応です。

主なものを申し上げます。

まず、6月20日に主担当者が申請書を印刷いたしました。その後、副担当者が通知文

を印刷し、封筒の宛名を書き、申請書を含む文書を封入いたしました。翌21日に、主担当者が申請書記載の情報と封筒の宛名を照合すべきところ、次のページをご覧ください。誤っていることに気づかず封緘し、郵送いたしました。

週明けの24日午後2時20分に通知が届いた利用者から別の利用者の申請書が入っている旨の電話連絡があり、他の3人の利用者に電話し、誤って送付した可能性があるため開封しないように依頼しました。

午後5時に、最初に電話連絡のあった利用者のご自宅を訪問し、誤送付した文書を回収し、本来の文書を届け謝罪させていただきました。以降、他の3人の利用者のご自宅をそれぞれ訪問し、同様に謝罪させていただいた次第でございます。

翌25日はご覧のとおりでございます。

6、原因です。

チェックをする際に、封筒の宛名と封入物が一致していることの確認が不十分であったこと。封入やチェック作業を行う際の確認項目が職員間で共通理解されていなかったこと。これらが原因であると考えております。

7、再発防止策です。

今回送付した障害福祉サービスの利用に係る申請書につきましては、件数が比較的小さいことから、あらかじめ個人情報を印刷することを取りやめ、個人情報を記載していない申請書を送付することといたしました。また、書類が混在しないよう、作業場所を物理的に分け、封入時の二重チェックを徹底するなど、通知等の印刷、封入、発送、それぞれの事務を行う際の作業手順を整理すること。書類封入時の確認項目を明確にするとともに、職員に個人情報の重要性を再認識させたところでございます。なお、当課では、この申請書のほかにも1度に発送する件数の多い文書や個人情報を含む発送も定期的に行っております。

このため、あらかじめ手順を整理し、それぞれの手順で確認すべき項目を明確にしてから取りかかり、本人宛ての文書のみを封入するには、何と何を確認すればよいのか。封入物に過不足がないようにするためには何を確認すればよいのか。複数の担当でチェックするメリットが生かせるように、確認項目を明確にして、取り組むように改めて注意したところでございます。

1度に発送する件数が多い文書はもとより、件数が少ない文書も同様に行い、誤送付が今後生じることがないように取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、利用者の方をはじめ、皆様にご心配をおかけしましたこと、改めておわび申し上げますとともに、再発防止に向け取り組んでまいります。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。確認したいことございますか。

笹島議員 今回4名だからよかったけどこれ多いときは大変なことになるけども、この1番大事な二重チェックですか、要するに封筒の宛名と中身の中に、例えば、封筒の宛名笹島猛様、それから封筒の中身ちゃんと笹島猛様っていう、出てますよね。それを必ずこの二重チェックは今までしてますか、してたんですか。

社会福祉課長 お答えします。

今笹島議員おっしゃったとおり、二重チェックということで、封筒の宛名と内容物、これが一致していることを確認することは当然のことでございます。これまでも二重チェックを行い、内容のチェックはしていたところですが、今回につきましてはそのチェックが漏れてしまった、結果的に漏れてしまったというふうに考えています。

笹島議員 そうすると、確認しますと今回だけのヒューマンエラーだということでしょうか。

社会福祉課長 お答えします。

先ほど笹島議員から質問がありました件数が多いものにつきましては、手順を整理してこれまでも行ってたところでございます。件数が少ないものについても同様に確認を進めながら行う必要があったというふうに考えておりますので、今のご質問は今回に限ったものではないかというふうに考えているところでございます。

議長 ほかがございますか。

渡邊議員 すいません、ちょっと確認させていただきたいんですけども、この事件が発生した後、市としてどのようなものを全職員に通達とか、あとは再発防止策のほうのレクチャーをしたのかというのをちょっと教えていただければと思うんですが。

社会福祉課長 お答えします。

この事件が発覚したのは、資料にあるとおり6月24日の午後でございました。

全職員を対象としたものにつきましては、同じ週の6月28日の金曜日に、職員が確認することができるグループウェア上の掲示板にて、総務課から注意喚起の案内をしていただいたところでございます。

またそれより先んじまして、当日月曜日の夕方には、保健福祉部内でほかの課も含めて、こういった事案が発生したこと、ほかの課の発送物につきましても注意喚起をしていただいたところでございます。

以上です。

渡邊議員 ありがとうございます。要は事件が起こってしまったのはこれしょうがないと思うんですが、しょうがないんですけど本当はね。ただ、その後、二度と起こらないようにどのような対応していくかというのがやはり大事なかなと思います。で、申し訳ないですけども、福祉の関係の部署においては、ここ私が記憶する中でも結構情報漏えいはあったと。課の中で、多分共有はされてると思うんですが、それを部の中にどれだけ広く、情報、個人情報の重要性、漏えいすることの大変さとか何ていうかな、

事の重大さ。こちらのほうをどれだけ理解して、皆さんが次起こさないようにしているのか。それが部だけではなく、市全体にという形でどうやって広めていってそれを皆さんが理解されてるのかなというところがやはり大事なのかなと思います。ぜひともこれにつきましては、きちんと全職員が理解して、二度と再発しないように注意していただければと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかございますか。

(なし)

議長 ないようですので終了いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席をお願いいたします。

お疲れさまでした。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時32分）

議長 再開します。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

事務局長 それでは事務局のほうから報告説明のほうをさせていただきます。

着座にて説明のほうさせていただきます。

ご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、那珂市議会としまして、ユーチューブに掲載しておりました、6月定例会の原田議員の一般質問の動画がユーチューブの運営事業者により、削除されました。削除された理由ですが、届いたメールによりますと、コミュニティガイドラインに準拠してなく、コミュニティの安全を確保するため、このコンテンツを削除しましたとのことであります。問題となった内容としましては、誤った医療情報に関するポリシーに準拠していないとの運営事業者の判断であり、ポリシーを確認したところ、地域の公衆衛生機関や世界保健機関によって安全かつ有効であると認定され、現在接種が実施されているワクチンに関して、医学的に誤った情報を拡散し、深刻な危害を及ぼしかねないコンテンツは、ユーチューブで許可されていませんとなっております。原田議員にもお伝えし、ユーチューブへ再審査請求を行いましたが決定が覆ることはございませんでした。

そのため、7月18日発行の議会だよりの一般質問Q&AでQRコードが掲載しておりますが、原田議員のQRコードを読み取ると、この動画はユーチューブコミュニティガイドラインへの違反により削除されたと表示されている状況です。

また昨日、市民の方から原田議員の動画が見当たらないとの苦情が事務局のほうに寄せられております。

ホームページには、ユーチューブの運営事業者の都合により、視聴できない場合もございます。あらかじめご了承くださいと掲載しているところでもありますけども、今後の対応も含めて、先ほど開催されました、議会運営委員会においてご協議を頂いたところでございます。

説明は以上になります。

議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田議員 先ほど事務局から説明ありましたユーチューブにおいて、原田議員の一般質問が削除となった件について議会運営委員会で協議をした結果をご報告いたします。

あくまで我々はユーチューブを利用させていただいて、会議を公開しているというところで、ユーチューブという運営側の決定には従わざるをえないというところで、また今回削除された内容、こういうわけでっていうのを、ホームページに載せるとともに、議会だよりにQRコード付けてるものですから、もう今回の議会だよりには多分その件については配られているので触れられないので、次号に、原田議員の一般質問はこういうわけでということをホームページと同じように載せて市民の皆様にお知らせするという形をとるべきだということに決定いたしました。

またその間の苦情については、この報告内容と、あくまで公式なものは議事録だということで、事務局とともに、また本人にも言われた場合には、説明、対応していただきたいということで、議会運営委員会では決定いたしました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

確認したいことはございますか。

花島議員 幾つか聞きたいことなんですがまず、原田議員の一般質問を何個か項目ありましたよね。問題になったのは多分問題視されたのですか。新型コロナのワクチン副作用に関してじゃないかと思うんですが、そのほかのものも全部消されたということですか。それと私は皆さんにいう話じゃないかもしれないんですが、新型コロナの副作用の件について、間違った情報かどうかっていうと、私は間違った情報だと思ってないんですよ。ただ、要するに効果と害の比較がなかったということかね。害のことだけ言ったら、ある意味の誤導、誤った導きにつながかねないっていう側面はあったと思うんです。それをユーチューブが切るっていうのは何かちょっとよく分からないですね、その辺の詳しい説明はなかったでしょうか。

大和田議員 議運でもそういった話があったんですけども、運営側の何ていうでしょう。こういうねっていうそれを多分読むと、もう莫大な量の説明がありましてっていうので、非常にデリケートなところになってくるのかな主義主張は別として、運営側のやつなので、あくまで我々はそれを活用して公開しているという点なので、ご理解頂くしかない

かなというところになりました。

花島議員 それは半分分かるんですが、ただユーチューブってのは今は公のツールみたいになっているんですね。そうすると我々自身が公平っていうか、何ていうかな発言の自由みたいなことを含めてユーチューブでは担保されないということになるので、その点よく考えなきゃなんないかなと思います。

今どうこうっていう案はないんですが、そういう意見だけ言っておきます。

以上です。

大和田議員 今回その議運の中でも話し合ったというか、出たんですけども、削除されたのが、何か90日以内に3回ぐらいなってしまうとそもそも那珂市議会のチャンネル自体が、削除。今後運営不可能になってきてしまうっていうこともあるそうなので、非常にその取扱いについて今後慎重にしていかなければこの公開っていう話と、主義主張という話がちょっとバランスって難しいかもしれませんが、っていうこと議論をいたしまして今回はこのように決定するっていう形に、あまりあおらずに、淡々とするしかないなということで、あおらず淡々とするしかないなということで決定いたしました。

以上です。

花島議員 そうすると今のそういう状況だとかなり難しく考えなきゃならないことがあると思います。議会ではね、いろんな意見言えなきゃいけないんで、それをオープンにするのは当たり前のことですよ。ユーチューブで切られちゃうそういうことで、例えばユーチューブの基準に沿わないからって、3回続けて切られたら、次、切られて公開できなくなるとなるとそれこそよく考えなきゃなんない。

ユーチューブに切られかねないから何か言わないっていうわけにはいかないです。だからその辺は我々も覚悟してやんなきゃいけないっていうことかなと思います。あるいは、言っちゃったやつを、その部分、まずそうだったらこっちから先に切っちゃうとかね。一旦あげても、できるんだよね、多分。チャンネル側でやれるよね。

議長 それに関しては事務局のほうから説明あります。

事務局長 一応ですね、本会議等のライブ配信をやっております。

そのデータをもとに、各議員一人一人のコンテンツに加工をするような形になります。

その際、こちらのほうでどういったふうに加工するっていう指示書は出してるんですけども、ただこの部分について、1か所、ほんの数秒だけカットするとかっていうのはなかなか難しいと思います。そちらのほうの加工については。それなんで例えばその質問ばっさりとかっていう話はあるかと思うんですけどもただそうすると、その加工した後の動画を載せた際に、この質問がないっていう話になるとそれはそれでまた、何でだっていう話になってしまいますので、こちらは今のところユーチューブのほうの運営事業者のほうでそちらのほうについてガイドライン、あとは各種のポリシー、そういったものに準拠しないっていうものについては、ユーチューブのほうではもう恐らくどこ

までがいいとかどこまでが悪いとかっていうものっていうのは示してはいただけないと思います。

あくまでももう準拠しているかしてないか、その判断になるかと思いますので、動画自体は加工ができますけども細かい加工っていうのはちょっと難しいと思います。

以上です。

花島議員　ますます話がややこしくなって、確認なんですけど、当日オンラインで配信してるのとは別に加工して載せるっていうことですね。ということはそこでは我々が業者に委嘱するにしても、ワンクッションあるので、危なっかしいとのことは、発言があったら、あらかじめチェックできますよね。

（複数の発言あり）

花島議員　いやそんなことない。さっきの例の件って言ったら、僕が言ったような見方ができるんで、完璧にできないかもしれないがですよ、完璧にやるとは思いませんが。いろんなユーチューブなんか見ると、削除されるの覚悟で言ったり、削除される可能性があるんで、ある部分を、言わないで言わないっていうか、言ってるんだけど、載せないというのは明示するようなことやってんですよ。だからそれ考える必要あるんです。だからもう1回切られたら次考えてもいいと思いますけど、単純に使う使わないじゃないと思ってます、ユーチューブについては基本的には。

（複数の発言あり）

議長　事務局。

事務局長　よろしいでしょうか。花島議員のほうもご意見として前もって動画とか確認すれば、この部分については抵触するんじゃないか準拠してないんじゃないかっていうのを確認できるというような、お話でしたと思うんですけども、そちらの部分につきましては、ご覧頂くとあれなんですけど、ガイドラインの中にポリシーって物すごい数が入ってます。それ1個1個は結構なボリュームですので、それを全部、そのポリシーに照らし合わせて可能か可能じゃないかっていうところまでの判断というのは、正直、事務局では難しいと思ってます。

花島議員　私の言ってること誤解されてるかもしれないんですが、全部チェックできると言っていないんですよ。これは危ないと思うのはある程度分かるって言ってんです。だからそれについては、あらかじめ対応することも考えてはどうかと。

小宅議員　それは明らかに危ないのは消せばいいじゃないですか。

笹島議員　これ、先ほど小宅議員が言ってたけど、全世界のあれだからAIが判断しているわけですね、相当な数やってね。これ、あれかなパンデミック条約、改正反対云々っていうのに触れたのかな。

原田議員　いや、ワクチン接種です。

笹島議員　ワクチン接種云々っていう、反対っていう団体があるよね世界的に。それじゃな

い、それに触れてないの。

原田議員 そうではないです、厚労省のデータしか言ってないので。

笹島議員 世界的なあれじゃないんだ。よく銀座でデモ行進やってんだけど、相当な数でね。

原田議員 そうですね、はい。

笹島議員 公衆衛生、国際保健規則の改正っていうのかな。それとまた違うんだ。

原田議員 それとはまた違う。

笹島議員 それだったら触れちゃうよねこれね。今言ってたパンデミックの条約の改正っていうんだったら触れる部分って出るよね。

それ多分情報載ってるからそれ。削除されるっていうAIの情報のってるでしょう。とても危険な団体かどうか、されてるかどうか分からないけど、それは、知らない私はそこまで詳しくないけどさ、それとはまた違うんだ。

原田議員 また違います。

花島議員がおっしゃるように、ユーチューブで消されるのは多分、コロナワクチンっていう発言があったりとか、そうすると多分もう消されちゃうと思うんですよね。

だから多くは、やっぱりその音を消すとかピーとかで、ユーチューブ上では対処しているなというところがあるんですけど、その編集自体はそんなに難しくないかなと僕も多分、スマホでもできるぐらいのことなので、一つ対応策として、そういうのも一つの案としてはありなのかなっていうふうに思いました。

大和田議員 とは言えと、先ほどね、公式なそのチャンネルの運用ってなってくるので、今後、慎重に扱いながら、やっていくとしかいうのを議運でもお話ししてたので、そういった流れでご理解頂ければと。

遠藤議員 すみません。ちょっと根本的なところで、ユーチューブ配信をさせていただいてますが、これはそれ以外の配信はできないんですか。

ユーチューブを使わないという。

議長 事務局。

事務局長 その画像データの大きさが大体一般質問を行うと、大体百四、五十メガかかります。例えばそういう映像をホームページに直接掲載して流すっていう、短ければ可能かもしれませんが、そこへ百四、五十ぐらいの大きさになってしまいますと、実は昨日実験してみたんですが、ちょっと大き過ぎてですね、ホームページにアップすることができないんですね。

それなので、もしあるとすればほかのユーチューブとは違う映像配信を使うとかっていう話になってしまうと思います。

遠藤議員 ユーチューブも民間の業者なんで、それはそちらのポリシーがあるのはもうこれしょうがない。しょうがないと思います。

それを分かった上で我々は活用するということなのですが、それがただ我々その言論

の自由とかね、当然全市民の声を我々代弁してていくわけなんで、余り縛られるのはちょっとどうかただ当然ながら、議会広報とかは当然出せるわけだし、ユーチューブだけの問題ですよ。動画配信の問題だけですよ。そこらのところで、全国の市区町村議会で、全部がユーチューブなのか。例えばこの問題ポリシーに引っかかることだったら多分全国のどっかでも同じようなことが起きてるんじゃないかと思ってるんですよ。あんまりニュースで見たことがないので、どうなのかそこらのちょっと実態の把握、どこらのレベルの発言とかどこらのテーマで削除されている実例があるのか。あとは場合によってはそういうものがあるんだったらちょっと今後、今はワクチンの件だけだったかもしれませんが、今後いろんな微妙な政治問題、例えば外交問題をね、我々の事情、市の議会でやるとは思いますが、ある程度たがをはめられるのはあんまりよろしくないんで、何かユーチューブも気をつけて運用しながら、ただ、それ以外のものもあるかどうかというちょっと調査研究だけはちょっとしといていただいて、これはちょっと広報編集委員会のほうに、お願いするかもしれませんが、どういうふうにして発信していくかっていう方法は、ちょっと事務局のほうで少し検討してもらいたいのかなと思います。

議長 すみません。事例があるのでちょっと今、事務局のほうから説明させていただきます。

事務局長 ネットで調べた状況ですけども、ユーチューブの削除で確認できた議会なんです。三重県議会、泉大津市議会、釧路市議会、あと那珂市議会です。こちらのほうの内容としましてはやはり新型コロナウイルス関係になります。

以上です。

小宅議員 さっき花島議員の話もありましたけど、ユーチューブって本当AIが全部チェックしていくんで、例えば私たちがあり得るとすると、いじめ問題とか扱ったときに、例として死ねだの、殺せだのっていうような文言が出たとき、これ、例え例で出したとしてもAIではじかれるんで、そういった場合はあらかじめ、さっき花島議員言うようにピーって、入れる必要がこれ必ずあると思うんですよ。それか、音消すか。その辺はやっぱり留意していかなきゃいけない問題かなと思います。

議長 今後ですね、自分たちも発言をしっかりして頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

(複数発言あり)

議長 この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。

よろしくお願いいたします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

なお本会議を11時5分といたします。

閉会（午前10時51分）

令和6年8月26日

那珂市議会議長 木野 広宣